

広島県告示第五百二十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年六月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県呉市下蒲刈町下島、同市下蒲刈町大地蔵及び同市下蒲刈町三之瀬地内				
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法
	大地蔵三六一八（六六八五）	急傾斜地の崩壊	大地蔵三六一八（六六八五）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
	宇都迫（六六七二）	急傾斜地の崩壊	宇都迫（六六七二）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
	大地蔵民宿キリン（六九九一）	急傾斜地の崩壊	大地蔵民宿キリン（六九九一）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
	田ノ尻（六六七二）	急傾斜地の崩壊	田ノ尻（六六七二）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
	大地蔵九七一（六八四）	急傾斜地の崩壊	大地蔵九七一（六八四）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
	大地蔵西（一五四〇）	急傾斜地の崩壊	大地蔵西（一五四〇）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
	大地蔵（七二六）	急傾斜地の崩壊	大地蔵（七二六）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
	大地蔵（六七三）	急傾斜地の崩壊	大地蔵（六七三）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
	大地蔵（六七三一一）	急傾斜地の崩壊	大地蔵（六七三一一）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
					区域の表示及び法

仕方（六六八二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	仕方（六六八二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下島三三九五（七二八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下島三三九五（七二八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下島三三九五（七二八） （一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下島三三九五（七二八） （一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下島三三九五（七二八） （一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下島三三九五（七二八） （一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下島三三九五（七二八） （一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下島三三九五（七二八） （一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西宇都迫川（六四六〇）	土石流	次の図のとおり	西宇都迫川（六四六〇）	土石流	次の図のとおり
東宇都迫川（五〇七九）	土石流	次の図のとおり	東宇都迫川（五〇七九）	土石流	次の図のとおり
中田ノ尻川（六四六二）	土石流	次の図のとおり	中田ノ尻川（六四六二）	土石流	次の図のとおり
中田ノ尻川（六四六二） （隣）	土石流	次の図のとおり	中田ノ尻川（六四六二） （隣）	土石流	次の図のとおり
東田ノ尻川（六四六三）	土石流	次の図のとおり	東田ノ尻川（六四六三）	土石流	次の図のとおり
平原川（九八四）	土石流	次の図のとおり	平原川（九八四）	土石流	次の図のとおり
東大地蔵川（九八三隣） a)	土石流	次の図のとおり	東大地蔵川（九八三隣） a)	土石流	次の図のとおり
東大地蔵川（九八三）	土石流	次の図のとおり	東大地蔵川（九八三）	土石流	次の図のとおり
東大地蔵川（九八三隣） b)	土石流	次の図のとおり	東大地蔵川（九八三隣） b)	土石流	次の図のとおり
住吉川（六四六五隣 a）	土石流	次の図のとおり	住吉川（六四六五隣 b）	土石流	次の図のとおり
住吉川（六四六五隣 b）	土石流	次の図のとおり			
住吉川（六四六五隣 c）	土石流	次の図のとおり	住吉川（六四六五隣 c）	土石流	次の図のとおり

住吉川(六 四六五隣 d)	土石流	次の図のとおり	住吉川(六 四六五隣 d)	土石流	次の図のとおり
柳谷川(九 七九)	土石流	次の図のとおり	柳谷川(九 七九)	土石流	次の図のとおり
岡谷川(五 〇七七)	土石流	次の図のとおり	岡谷川(五 〇七七)	土石流	次の図のとおり
半田川(九 七七)	土石流	次の図のとおり	半田川(九 七七)	土石流	次の図のとおり
半田川(九 七七隣)	土石流	次の図のとおり	半田川(九 七七隣)	土石流	次の図のとおり
半田谷川(六 三六)	土石流	次の図のとおり	半田谷川(六 三六)	土石流	次の図のとおり
下島大川(六 三六隣 a)	土石流	次の図のとおり			
下島大川(六 三六隣 b)	土石流	次の図のとおり			
下島大川(六 三六隣 c)	土石流	次の図のとおり			
下島大川(六 三六隣 d)	土石流	次の図のとおり			
梅崎川(六 四〇)	土石流	次の図のとおり			
仕方川(六 四七七隣)	土石流	次の図のとおり			
白崎川(六 四七七)	土石流	次の図のとおり			
立石川(六 四五九隣)	土石流	次の図のとおり	立石川(六 四五九隣)	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所呉支所に備え置いて縦覧に供する。